

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度 川崎港施工状況確認等補助業務 川崎港の対象工事現場(調査現場を含む) R4.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	573,870,000	544,610,000	94.9%	
令和4年度 京浜港施工状況確認等補助業務 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) 他 R4.4.1～R6.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	278,861,000	264,550,000	94.9%	
令和4年度 京浜港発注補助業務 横浜港、川崎港の対象工事現場 R4.4.1～R6.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	105,017,000	98,670,000	94.0%	
令和4年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R4.4.1～R5.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.1	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	204,512,000	192,500,000	94.1%	
令和4年度 川崎港設計・調査資料作成業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R4.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	125,048,000	118,789,000	95.0%	
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全管理業務 川崎市川崎区東扇島 航行安全情報管理室 R4.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.1	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	55,033,000	55,000,000	99.9%	
令和4年度 川崎港臨港道路建設資材価格等調査 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R4.4.13～R5.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.13	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	6,028,000	5,786,000	96.0%	
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線水江町アプローチ部付属物等実施設計 川崎市川崎区水江町 R4.4.15～R5.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.15	八千代エンジニアリング(株) 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号	2011101037696	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	23,441,000	23,100,000	98.5%	
令和4年度 京浜港強震計更新検討業務 横浜港南本牧MC-3.4 荷さばき地その2 他 R4.4.19～R4.9.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.19	(株)ドラムエンジニアリング 東京都千代田区一番町13番地3	5010001024760	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	11,264,000	9,790,000	86.9%	
令和4年5月分該当なし									
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部昇降施設詳細設計 川崎市川崎区東扇島、水江町 R4.6.8～R5.2.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.6.8	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	18,579,000	17,600,000	94.7%	
令和4年度 京浜港室の木宿舎外部照明改修工事 横浜市金沢区六浦東1-46 国土交通省 室の木宿舎(1号棟・2号棟) R4.7.4～R4.10.31 電気設備工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.7.4	(株)ケンモチ電機 神奈川県厚木市愛甲東2-11-2	5021001019709	一般競争入札 (総合評価)	3,553,000	3,129,500	88.1%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線環境影響検討業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R4.4.15~R5.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.4.15	八千代エンジニアリング(株) 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号	2011101037696	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	13,354,000	12,980,000	97.2%		
令和4年度 横浜港における整備効果検討業務 横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業 R4.5.23~R5.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.5.23	(株)ニュージェック 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号	2120001086883	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル)	13,145,000	13,145,000	100.0%		
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R4.6.17~R5.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.6.17	令和4年度川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同 東京都港区西新橋1丁目14番2号		会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募型プロポーザル)	19,382,000	17,919,000	92.5%		
令和4年7月分該当なし										
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R4.8.5~R5.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.8.5	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募型プロポーザル)	15,851,000	15,015,000	94.7%		
令和4年度 横浜港生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討業務 神奈川県横浜市中区新本牧ふ頭地先 他 R4.9.16~R6.3.11 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.9.16	令和4年度横浜港生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討業務みなと総研・復建調査設計設計共同 東京都港区虎ノ門3-1-10		会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (簡易公募型プロポーザル)	48,103,000	47,080,000	97.9%		
令和4年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 横浜港新本牧ふ頭地区 R4.9.27~R5.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.9.28	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (簡易公募型プロポーザル)	12,562,000	12,001,000	95.5%		

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線環境影響検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線における事業計画変更に伴う環境への影響検討および結果のとりまとめ、並びに事業区間周辺の混雑状況を反映した最新の交通量推計結果を基づく環境影響の検討を行うものである。

事業区間周辺の混雑状況等の地域特性を反映した最新の交通量推計結果が、既存の環境影響予測に及ぼす影響を定量的に確認する上で、川崎市環境影響評価条例や当該事業区間の地域特性を十分に把握し、適切な手法を用いた検討が重要となる。

よって、「最新の交通量推計結果が既存の環境影響予測に及ぼす影響を定量的に確認する検討手法」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

八千代エンジニアリング株式会社は、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約を行うものである。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 横浜港における整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、株式会社ニュージェックと随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、横浜港における港湾整備事業について、その整備効果を分析・評価するものである。

本業務で検討対象とした事業は、横浜港の1つの港湾施設を対象としたものではなく複数の港湾施設の再編であり、横浜港のみならず京浜港全体の国際コンテナ貨物や港湾物流の動向に大きな影響を与える巨大プロジェクトであることから、マクロな視点での貨物量推計、海運アライアンスの動向把握、ふ頭再編による港湾物流や港湾における産業立地など包括的な検討を行う必要がある。

このため、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)によって技術提案を求めることとし、「調査対象事業の背景や特性を踏まえた上で整備効果を検討する際の留意点」を、仕様書に反映して、本業務を遂行することで、優れた成果を期待することとした。

株式会社ニュージェックは、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者であることから、同社を特定することとした。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社ニュージェックと随意契約を行うものである。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務

本件は、下記の理由により、令和4年度川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会の運営を行うものである。

主橋梁部は大型船舶が航行する京浜運河を渡河するため、大きな桁下空間を確保する必要がある一方、東京国際空港(羽田空港)の航空制限(制限表面)により低主塔かつ径間長が国内最大クラスの斜張橋である。本橋のこのような地理的要因、構造上の特徴を踏まえ、設計上の要求性能を満たすことが重要である。

以上から、課題を適切に把握し合理的に解決する専門的な技術が必要であり、同様な事業の建設事例等を踏まえたうえで、多岐にわたる技術的知見も必要となる。

このため、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)によって技術提案を求めるとし、「変状の把握が困難な部位・部材のモニタリング項目・手法・評価方法を検討するうえでの着目点」を、仕様書に反映して、本業務を遂行することで、優れた成果を期待することとした。

令和4年度川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者であることから、同社を特定することとした。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和4年度川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体と随意契約を行うものである。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な具体的対策について検討するものである。

本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。

よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「海上工事の影響を受ける一般船舶を定量的に把握するための具体的な方法について」の技術提案を募り、優れた提案を仕様を反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 横浜港生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討業務

本件は、下記の理由により、令和4年度 横浜港生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討業務みなと総研・復建調査設計設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、新本牧地区埋立に伴う環境保全措置として実施する生物共生型護岸に関する効果の把握及び検証に資する情報の取得を目的に、生物生息状況調査及び生物共生型護岸の構造検討等を行うものである。

新本牧地区における生物共生型護岸に適用する技術について、どの技術が最適かを机上検討で選定することが困難であり、小規模な実証試験を行うことで効果の高い技術を選定することとしている。令和3年度までの検討においては、実証試験計画の立案までが行われており、今後、実証試験の実施・検証を行い、検証結果を反映したケーソン本体構造の設計及び施工を行うことで生物共生型護岸を拡張していくこととなる。また、生物共生の効果についてモニタリングも含めれば長期的な取組となることから、実施している取組について、適宜公表を行っていくことが必要となる。

本業務の遂行にあたっては、生物共生型護岸の構造や考え方を理解し、実証試験のモニタリング結果を基に効果的な技術を生物共生型護岸構造に反映して行くための生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討において、整備効果をわかりやすく説明するための指標項目及び取組を見据えて検討する必要がある。

また、効果のある生物共生型護岸の構造を提案できるよう、生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討に関して高度な知見と豊かな経験、多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、「生物共生型護岸の効果をわかりやすく説明するための指標項目及び取組を選定する上での着眼点について」の技術提案を求め、仕様書に提案を反映して本業務を遂行することにより、優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

令和4年度 横浜港生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討業務みなと総研・復建調査設計設計共同体は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和4年度 横浜港生物生息状況調査及び生物共生型護岸検討業務みなと総研・復建調査設計設計共同体と随意契約致したい。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備における海上工事に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

横浜港本牧ふ頭周辺水域は、大型船から漁船、プレジャーボートに至るまで多種多様な船舶が行き交う船舶の輻輳海域である。

本業務の実施に当たっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、「工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

令和4年度

京浜港湾

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和4年度 京浜港湾クラウドサービスの運用・保守

本件は、下記の理由により株式会社 EARTHBRAIN と随意契約致したい。

記

本件は、港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムを運用するためのクラウドサービス（サーバーの利用・保守、及びソフトウェアライセンス）の契約を行うものである。

本システムは、令和2年度から構築を開始して、概ね5年間での完成を計画しているもので、令和2年度に基本システムを構築し、「株式会社 EARTHBRAIN」（旧：株式会社ランドログ）のクラウドサービスにより、試験運用を開始している。

また、本システムは、既存のアプリケーションソフトである Navisworks (Autodesk 製)、Forge (Autodesk 製)、Navis+ (CTC 製)、ILSim (CTC 製) 等をカスタマイズして構築していることから、前述したアプリケーションソフトのカスタマイズおよび搭載が可能なクラウドサービスが必要となる。

「株式会社 EARTHBRAIN」は、国内で唯一、上記、アプリケーションソフトのカスタマイズと運用が可能なクラウドサービスを提供している会社である。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社 EARTHBRAIN と随意契約するものである。

令和4年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018（平成30）年12月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019（令和元）年5月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年12月19日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年12月19日付け、港湾政第931号、横浜市港湾局回答）（以下、「協定書」という。）を取り交わし、令和2年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が先行して行うことから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業（株）横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島水江町地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和4年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料(袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、横浜港新本牧地区護岸（防波）南側築造工事及び横浜港新本牧地区護岸（防波）A築造工事においてHBケーソン及びRCケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HBケーソン及びRCケーソンの製作作業を行う場所として大型構造物の製作が可能であり、かつ、3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。